

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第二号

埼玉県下水道局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県下水道事業管理者 栗生田 邦 夫

埼玉県下水道局組織規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局組織規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第六号を削り、第七号を第六号とし、同項第八号中「福利厚生」の下に「、衛生管理」を加え、同号を同項第七号とし、同項中第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、第十一号及び第十二号を削り、第十三号を第十号とし、第十四号から第十六号までを三号ずつ繰り上げ、第十七号を削り、第十八号を第十四号とし、第十九号から第二十一号までを四号ずつ繰り上げ、第二十二号を削り、第二十三号を第十八号とし、第二十四号を第十九号とし、同項第二十五号中「第一号から第二十四号まで」を「前各号」に改め、同号を同項第二十号とし、同項中第二十六号を第二十一号とし、第二十七号を第二十二号とする。

第五条中「管理者」を「下水道事業管理者」に改める。

附 則

この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。